

「配合飼料

制度の

1 通常補てんの発動基準の見直し

配合飼料価格安定制度は、通常補てん(生産者と配合飼料メーカーが積立)と、価格高騰時に通常補てんを補完する異常補てん(国と配合飼料メーカーが積立)の二段階の仕組みで生産者への補てんを行っています。これまでは、配合飼料メーカーが発表する改定額を指標として通常補てん額を算定してきましたが、これからは異常補てんの指標である輸入原料価格に統一して補てん額を算定します。

これまでは
配合飼料変動額

当該四半期の配合飼料
平均価格と直前1年間
の配合飼料平均価格の
差が補てん額でした

異常補てん

通常補てん

これからは
輸入原料変動額

当該四半期の輸入原料
平均価格と直前1年間の
輸入原料平均価格の差
が補てん額になります

異常補てん

通常補てん

これまでと同様に直前
1年間の輸入原料平均
価格の115%を超える
額が異常補てん額です

Q 輸入原料とは何ですか？

A とうもろこし・マイロ・大豆油かす・大麦・小麦・ふすまとなっており、配合飼料全体に占める割合が約7割の6原料です。

Q 補てん単価はいつ、どのように決定されるのですか？

A これまでは当該四半期の前月末までに決定していましたが、これからは、当該四半期の翌月末までに、輸入原料価格とその使用量に基づき、通常基金および異常基金の理事会で決定します。(4~6月期であれば7月末までに決定します)

Q 補てん金はいつ支払われるのですか？

A 補てん単価の決定は遅れることになりましたが、補てん金の支払い時期は今までと変わりません。(4~6月期であれば8月末までに支払います)